

条例制定

農業の担い手育成と栽培技術・所得の向上を図る

くみに農業ビジネス
訓練所設置条例

(要旨) 農業の新たな担い手を確保するとともに、野菜の多品目栽培体系を確立し、生産者の栽培技術と農業所得の向上を図る。
(全員賛成で可決)

研修希望の問い合わせはあるか

問 (阿部泰藏議員)
訓練所の開所はないのか。また、研修希望者はいるのか。

産業振興課長 施設は現在整備中で、開所は4月に入ってから予定。研修についての情報提供や相談窓口の開設をしている。現在問い合わせはない。

ケアマネジメント

事業所の基準を規定

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

受講料や労働の対価はあるのか

問 (井砂善榮議員)
受講料の負担や、労働に対する対価の支払いはあるのか。

産業振興課長 受講料はすべて無料で、報酬の支給はない。

訓練所の運営規定を作成すべきでは

問 (八島博正議員)
条例にはどんな運営形態が示されていない。運営規定を作る必要があると思うがいかがか。

産業振興課長 実施要綱、募集要領は整備しており、周知していく。

条例改正

県が国保財政運営の責任主体となる

国民健康保険税条例

(要旨) 平成30年度から県が財政運営の責任主体となることから、運営協議会の名称変更や基金の目的名称変更などの改正を行う。

(全員賛成で可決)

■ 町債(借金)の残高

会計名	29年度末 借金残高	30年度末見込 借金残高
一般会計	65億939万円	63億8081万円

■ 基金(貯金)の残高

会計名	29年度末 貯金残高	30年度末見込 貯金残高
財政調整基金	7億5339万円	5億1924万円
復興基金	6120万円	6123万円
その他の基金(一般会計)	3億8407万円	3億8046万円
基金総額(一般会計)	11億9866万円	9億6093万円

基金積み立ての原資はどう確保するのか

問 (浅野富男議員)
基金に積み立てたが、原資は何か。予算にも計上されていると保険税にも影響するのでは。

保健福祉課長 これまで同様積み立てる。国保税とは切り離されるものであり、税額に影響はない。

基金の使用は町だけで行えるのか

問 (八島博正議員)
基金の使用権限者は町か、県か。

保健福祉課長 これからは療養給付費は県の交付金で賄うが、基金はあくまで町が管理する。

移行により町に 不利益はないのか

問

(浅野富男議員)

今回の改正で運営主体が県となることにより、町に不利益はないのか。

保健福祉課 長

仕組みが変わるが、被保険者の医療の受け方に変わりはない。

給付や申請の窓口もこれまでどおり町で行う。

計画期間中の

保険料を定める

介護保険条例

(要旨) 第7期介護保険事業計画に基づき、平成30年から平成32年の計画期間中の介護保険料を定める。

(全員賛成で可決)

保険料が上がり 続ける理由は

問

(浅野富男議員)

保険料はこれまでずっと上がってきたが、どこに問題があるのか。

保健福祉課 長

高齢化で要介護認定者も増えている。また、地域密着型介護施設ができた影響もある。予定されている消費税増税も見据えての増額である。

保険料負担軽減の経 過と今後の見通しは

問

(浅野富男議員)

5000万円を投入して負担軽減を図ったが、投入の経過と今後の見通しは。

保健福祉課 長

基金積立金約1億1000万円のうち5000万円を充当した。今後とも高齢化が進むため、基金は将来に備えて管理したい。

新たに共生型 サービスが開始

指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例

(要旨) 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が平成30年度に施行となり、新たに介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法にまたがった共生型サービスが開始されるため、その基準を追加規定する。

(全員賛成で可決)

介護医療院のサービス は町内で受けられるか

問

(浅野富男議員)

介護療養型医療施設の受け皿として介護医療院が新設されるが、町でサービスを受ける場合はどういった施設があるのか。

保健福祉課 長

近隣でも介護医療院に移行するところはない。介護療養

型医療施設が特例で6年間現状のまま利用できる。

現在の町のサービス は十分と考えるか

問

(渡辺勝弘議員)

地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護は町に施設がないが、なくても町でのサービスは十分と考えるか。

保健福祉課 長

指定地域密着型サービス9種類のうち町にはデイサービスセンター、国見の丘、国見の杜で3種類の事業所があり、原則として町内の人を利用できる。また、広域的に利用できる在宅サービスも多くあり、近隣市町のサービスなどの組み合わせにより現状は希望のサービスが不足して利用できないことはないと考えている。

※その他、条例改正3議案が原案どおり全員賛成で可決された。

一般議案

2路線を町道に 認定

町道路線の認定

(要旨) 町道2212号線(延長228メートル)、町道3193号線(延長454メートル)を認定する。
(全員賛成で可決)

人事

固定資産評価審査委員会委員
奥山宏氏の再任に同意

固定資産評価審査委員会委員の任期満了により、現職の奥山宏氏を選任することに同意しました。